

# 第2回グリーン共同発行市場公募地方債 発行のお知らせ

本県が参画するグリーン共同発行市場公募地方債では、先般、「グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク」を策定し、適合性評価を取得しておりました。今般、本フレームワークに基づく第2回グリーン共同発行市場公募地方債の概要を決定しましたので公表します。

## 第2回グリーン共同発行市場公募地方債の概要

|              |  |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      |         |
|--------------|--|----|-----|----|------|----|-----|----|-------|----|------|---------|
| 年限           | 10年(満期一括償還)                                      |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      |         |
| 発行額          | 564億円  |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      |         |
| 発行日          | 令和6年3月下旬   |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      |         |
| 条件決定         | 令和6年3月中旬   |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      |         |
| 主幹事会社        | 野村証券株式会社(事務、ストラクチャリング・エージェント)、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社 |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      |         |
| 購入対象         | 機関投資家向け  |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      |         |
| 団体別<br>調達予定額 | 北海道  | 84 | 埼玉県 | 5  | 愛知県  | 25 | 岡山県 | 10 | 鹿児島県  | 15 | 北九州市 | 5       |
|              | 岩手県  | 8  | 千葉県 | 5  | 京都府  | 20 | 広島県 | 5  | さいたま市 | 10 | 福岡市  | 3       |
|              | 宮城県  | 5  | 新潟県 | 40 | 兵庫県  | 10 | 佐賀県 | 10 | 新潟市   | 1  |      |         |
|              | 福島県  | 15 | 福井県 | 40 | 奈良県  | 5  | 長崎県 | 10 | 静岡市   | 9  |      |         |
|              | 茨城県  | 40 | 岐阜県 | 40 | 和歌山県 | 10 | 熊本県 | 25 | 京都市   | 60 |      |         |
|              | 栃木県  | 20 | 静岡県 | 2  | 島根県  | 5  | 大分県 | 20 | 堺市    | 2  |      |         |
|              |  |    |     |    |      |    |     |    |       |    |      | (単位:億円) |

### 適合性評価の公表

今回債に関して、国際資本市場協会(ICMA)策定のグリーンボンド原則2021及び環境省策定のグリーンボンドガイドライン(2022年版)との適合性に関する評価(セカンド・パーティー・オピニオン)を、外部評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)及び株式会社日本格付研究所(JCR)より取得しています。

|                     |                                 |
|---------------------|---------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) | R&Iセカンド・パーティー・オピニオン(第2回グリーン共同債) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR)    | JCRセカンド・パーティー・オピニオン(第2回グリーン共同債) |

## 第2回グリーン共同発行市場公募地方債の充当事業一覧①

| 大分類                   | 小分類                        | グリーン関連事業   | 該当団体  |     |
|-----------------------|----------------------------|--|---|-----|
| 2. 省エネルギーに関する事業       | ①公共施設等のZEB化等               | 1 公共施設等のZEB化   | 北海道   |     |
|                       |                            | 2 公営住宅のZEB化  |   |     |
|                       | ②公共施設等への省エネ性能の高い機器等導入事業    | 1 公共施設等の照明、信号機等のLED化   | 北海道、福島県、栃木県、岐阜県、愛知県、奈良県、 <b>岡山県</b> 、静岡市、堺市 |     |
|                       |                            | 2 公共施設等の空調設備の整備（エネルギー高効率な空調設備の導入）                                | 静岡市   |     |
|                       |                            | 3 公共施設等の昇降機の整備（エネルギー高効率な昇降機の導入）                                  |   |     |
|                       |                            | 4 その他公共施設等の省エネ化  |   |     |
|                       | ③未利用エネルギーの利用に係る事業          | 1 未利用熱エネルギー（地中熱、下水熱等）を活用する施設の整備                                  | 岐阜県   |     |
| 3. 汚染の防止と管理に関する事業     | ①下水道処理施設の整備事業              | 1 下水道施設（汚水処理関連）の整備（汚水処理施設の整備、管渠の整備、広域化のための改修事業等）                 |   |     |
|                       |                            | 2 合流式下水道の改善  |   |     |
|                       |                            | 3 し尿処理施設の整備  |   |     |
|                       | ②ごみ処理関係施設の整備事業             | 1 エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設等の一般廃棄物処理施設における基幹的設備更新（エネルギー回収に関するもの） | 静岡市   |     |
|                       |                            | 2 エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設の整備（統廃合、建替）                           | さいたま市                                       |     |
|                       |                            | 3 一般廃棄物処理施設の設備整備（有害物質の排出量削減につながるもの。施設整備場合は統廃合、建替）                |   |     |
|                       |                            | 4 使用済製品等の適正なリユースのための施設・設備又は資源（廃棄物）のリサイクルに係る施設・設備の整備              | 北九州市  |     |
|                       | ③汚染物質の監視・除去事業等             | 1 水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設整備                                    |   |     |
|                       |                            | 2 硝酸性窒素削減事業（家畜排泄物の処理施設（堆肥センター）の整備等）                              |   |     |
|                       |                            | 3 汚染土壌除去事業   |   |     |
|                       |                            | 4 海洋汚染対策事業   |   |     |
|                       | 4. 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業 | ①水産資源の保全・管理に資する事業  | 1 干潟・浅場・藻場造成                                |     |
|                       |                            |  | 2 魚礁の整備                                     | 北海道 |
| 3 増殖場造成               |                            |  |   |     |
| 4 河川環境整備（魚道設置等）       |                            |  |   |     |
| 5 種苗生産施設整備            |                            |  |   |     |
| 6 水産技術開発施設整備          |                            |  |   |     |
| ②森林資源の保全・管理に資する事業     |                            | 1 林道の整備  | 北海道、岐阜県、熊本県、鹿児島県                            |     |
|                       |                            | 2 間伐や植林等の森林整備（林道開設を除く）   | 北海道   |     |
|                       |                            | 3 公共施設等における当該団体産木材による木造化、木質化の推進                                  | 岐阜県   |     |
| ③自然資源管理に関する人材育成拠点整備事業 |                            | 1 持続可能な森林・林業を担う人材育成のための拠点整備                                      | 栃木県   |     |
| ④緑化の推進事業              |                            | 1 公園の整備（緑地の創出）   | 京都府、堺市                                      |     |
|                       |                            | 2 公共施設等の緑化   |   |     |
| ⑤自然公園の整備事業            |                            | 1 自然公園施設整備事業   |   |     |
| 5. 生物多様性保全に関する事業      | ①野生生物の生息環境等整備事業            | 1 湿地や珊瑚礁の保全に関する事業  |   |     |
|                       |                            | 2 保護活動を行っている野生生物の生息環境整備  |   |     |
|                       |                            | 3 希少生物の保護・研究施設の整備  |   |     |
|                       | ②鳥獣や外来種による被害防止に関する事業       | 1 鳥獣や外来種による被害防止に関する事業  |   |     |
|                       |                            | ③自然景観の保全に関する事業   | 1 自然工法などによる景観に配慮した施設等整備事業                   |     |
|                       |                            |  | 2 里山保全事業                                    | 堺市  |
| 6. クリーンな運輸に関する事業      | ①公営公共交通機関の車両等整備事業          | 1 鉄道事業（公営・第三セクター）の車両整備   | 京都市   |     |
|                       |                            | 2 鉄道事業（公営・第三セクター）における施設（駅舎等）の整備                                  | 京都市   |     |
|                       |                            | 3 バス事業（公営・第三セクター）の車両整備   |   |     |

※充当事業が存在しない大分類については、記載を省略

## 第2回グリーン共同発行市場公募地方債の充当事業一覧②

| 大分類                      | 小分類                                 | グリーン関連事業   | 該当団体   |
|--------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 6. クリーンな運輸に関する事業         | ②電動車の普及拡大に関する事業                     | 1 公用車の電動車化   | 北海道、栃木県  |
|                          |                                     | 2 電気自動車の充電設備整備                                       |  |
|                          |                                     | 3 水素ステーションの整備  |  |
|                          | ③クリーンな移動手段の活用推進に関する事業               | 1 自転車走行空間の整備   | 静岡県、京都府、堺市   |
| 2 パークアンドライドのための施設を整備する事業 |                                     |  |  |
| ④カーボンニュートラルポートの形成        | 1 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に係る事業        |  |  |
| 8. 気候変動に対する適応に関する事業      | ①風水害対策事業                            | 1 河川護岸の整備(堤防、堰堤の改修等)                                 | 北海道、岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、福井県、岐阜県、愛知県、京都府、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、堺市、福岡市 |
|                          |                                     | 2 河川の堆積土砂撤去  | 福島県、新潟県、福井県、京都府、熊本県  |
|                          |                                     | 3 河川の拡幅  | 宮城県、島根県、広島県  |
|                          |                                     | 4 放水路の整備   | 宮城県  |
|                          |                                     | 5 道路整備(排水性・透水性舗装、緊急輸送道路)                             | 静岡県、和歌山県   |
|                          |                                     | 6 治水ダムの整備  | 岩手県、新潟県、福井県、岐阜県  |
|                          |                                     | 7 農業水利施設(排水機場等)の整備                                   | 岩手県、新潟県、福井県、岐阜県、愛知県、岡山県、佐賀県  |
|                          |                                     | 8 流路のボトルネック箇所の鉄道橋架替等整備                               |  |
|                          |                                     | 9 河川管理施設の長寿命化(開閉装置整備等)                               |  |
|                          |                                     | 10 洪水調整施設(調節池、調整池、ため池等)の整備                           | 栃木県、佐賀県  |
|                          |                                     | 11 道路の無電柱化(風水害時の被害の軽減を目的としたもの)                       | 静岡県、奈良県、堺市   |
|                          |                                     | 12 信号機への非常用電源付加装置の整備                                 |  |
|                          |                                     | 13 危機管理水位計、河川監視カメラ、河川情報基盤(降雨量等の情報収集・処理機器)等の機器設置      |  |
|                          |                                     | 14 災害時の避難場所となる広域防災拠点整備事業                             |  |
|                          | ②高潮・高波対策事業                          | 15 下水道施設(雨水関連)の整備(雨水排水施設・雨水浸透施設の整備、ポンプの増設や高効率ポンプ導入等) | 新潟市  |
|                          |                                     | 1 海岸保全施設(護岸、堤防、離岸堤、突堤、水門、排水機場の整備、防潮堤高上げ等)の整備         | 新潟県、佐賀県  |
|                          | ③土砂災害対策事業                           | 2 港湾・漁港施設(岸壁等)の整備                                    | 愛知県  |
|                          |                                     | 1 砂防施設(砂防堰堤、溪流保全工等)の整備                               | 岩手県、茨城県、新潟県、福井県、愛知県、兵庫県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県   |
|                          |                                     | 2 治山施設(治山ダム、流路工等)の整備                                 | 北海道、宮城県、新潟県、福井県、岐阜県、熊本県、大分県  |
|                          |                                     | 3 保安林の整備   |  |
|                          |                                     | 4 急傾斜地崩壊対策事業(擁壁工、法面工の整備等)・地すべり対策事業の実施                | 茨城県、和歌山県、島根県、熊本県、大分県   |
|                          |                                     | 5 道路の法面対策、落石防止事業の実施                                  | 北海道、岩手県、岐阜県、和歌山県、岡山県、大分県、鹿児島県  |
|                          |                                     | 6 砂防情報基盤(降雨量等の情報収集・処理機器)整備事業                         |  |
|                          | ④気候変動に備えた農林水産業の研究開発事業               | 1 農産物品種や農産物生産技術の開発施設の整備                              | 愛知県  |
|                          |                                     | 2 水産業研究施設の整備   |  |
|                          |                                     | 3 水産動植物の種苗生産施設の整備                                    |  |
| ⑤気温上昇対策事業                | 1 ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応(道路等の遮熱性・保水性の向上) |  |  |
|                          | 2 都市におけるクールスポットの創出                  |  |  |
| 10. グリーンビルディングに関する事業     | ①グリーンビルディングに関する事業                   | 1 公共施設等の新築・改修(環境に関する認証を取得するもの)                       | 福島県、京都市  |

※充当事業が存在しない大分類については、記載を省略

## グリーン共同発行市場公募地方債について

グリーン共同発行市場公募地方債を発行する地方公共団体は枠組みを規定したフレームワークを策定し、令和5年8月31日に公表しています。また、併せて外部評価機関による適合性評価についても取得しています。

### グリーン共同発行市場公募地方債フレームワーク

|         |                    |
|---------|--------------------|
| フレームワーク | グリーン共同債フレームワーク     |
| 事業類型    | グリーン共同債フレームワーク(別紙) |

### フレームワークに対する適合性評価

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) | R&Iセカンド・パーティー・オピニオン |
| 株式会社日本格付研究所(JCR)    | JCRセカンド・パーティー・オピニオン |

## 連帯債務方式について

グリーン共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき42団体が連名で連帯債務を負う方式により発行されます。

### ※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

## グリーン共同発行団体(今年度)

本県その他、下記の41団体が参加

北海道、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県  
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

お問い合わせ先

岡山県総務部財政課  
TEL:086-226-7231 Email:zaisei@pref.okayama.lg.jp